

令和5年 (第1回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和5年3月2日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和5年3月2日(木)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時30分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(8名)

委員長	阿部真一君	副委員長	榎田貢君
委員	首藤正君	委員	山本一成君
委員	堀本博行君	委員	松川峰生君
委員	加藤信康君	委員	美馬恭子君

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
防災局長	白石修三君	議会事務局長	花田伸一君
消防長	浜崎仁孝君	消防本部次長兼 庶務課長	永路尚道君
財政課参事	本田明彦君	情報政策課長	新貝仁君
総務課長	牧宏爾君	総務課参事	工藤将之君
職員課長	河野伸久君	資産税課長	野田哲也君
財政課長	矢野義知君	財政課参事	本田明彦君
防災危機管理課長	中村幸次君	議事総務課長	中村賢一郎君
選挙管理委員会事務局長	村上正人君	警防課長	後藤英明君

○議会事務局出席者

局長 花田 伸一 課長 中村 賢一郎
主査 佐藤 雅俊 事務員 尾割 春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 1 号	令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第16号	別府市個人情報保護法施行条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第17号	別府市個人情報保護審査会条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第20号	別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第39号	字の区域及びその名称の変更について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年3月2日

総務企画消防委員会

委員長 阿 部 真 一

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○阿部委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分ほか4件であります。

審査はお手元に配付している議案順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

それでは初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）消防本部関係部分について当局から説明願います。

○浜崎消防長

それでは、議第1号の令和4年度別府市一般会計補正予算消防本部関係部分について担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○永路庶務課長

それでは、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算に係る消防本部関係部分について御説明申し上げます。

まず、議第1号の補正予算関係ですが、歳出のほうから説明させていただきます。

予算書の49ページをお開きください。

事業番号0532消防装備に要する経費でございます。備品購入費のうち、消防車両購入費の減額でございます。これは、今年度、高規格救急自動車を更新するための予算を計上させていただいていましたが、入札により差額が生じたので、887万5,000円を減額補正しようとするものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

6消防債の補正でございます。説明欄の真ん中より少し下にありますが、消防設備整理事業債の減額830万円でございますが、歳出で説明申し上げました、高規格救急自動車の購入費が入札に伴い確定したため、減額補正をお願いするものでございます。

最後に9ページをお開きください。

地方債の補正でございます。第4表の2、真ん中より少し下にありますが消防設備整理事業の減額830万円でございます。こちらは先ほど申し上げました消防債の減額補正でございます。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。

何とぞ、御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○山本委員

880万円、ちょっと普通の常識に考えると大きすぎるでしょ。

○後藤警防課長

今回の減額830万円、通常の入札額からいって残額が大きくなっていると思いますが、新しい、新規参入業者が入ったということが、まず、大きな要因だと思っています。それと、これまで救急車は1社、トヨタ車というのがあるのですが、そちらの車しか使えなかったのが、新たに日産というところがトヨタの車をつくるようになったところから、新規参入業者の効果もあり減額になったと思っております。

○松川委員

今のことに関連するのだけど、もともと定価が幾らで幾らが幾らになった。

○後藤警防課長

資料を見てお話しさせていただきます。

もともとの予算額が当初、車両のほうは2,961万5,855円、そして、高度救命資機材、ここが1,669万2,056円です。決算額としましては、車両のほうは2,460万7,000円、資機材のほうは1,282万6,000円となります。

○松川委員

今、半導体がなかったりして車が例えば、とても物が入らないとか、そういう時期にこれだけ安くなるということは、もともと消防車の価格って、そうなっているの、教えて。

○後藤警防課長

当時、入札時に救急車についても半導体の需要の関係で納品が遅くなるというお話もありましたが、もともと各事業者が今年度の官公庁のオークションではないですけども、入札する車両とかの人数がある程度確保されている中で動いたので、今回はうまくいったところですよ。

次年度以降は、正直、納品に関しては難しいかもしれないということは業者の情報で入っているようです。

○堀本委員

価格が安いというのはいいのだけど、よく言われる修理とかそういう対応の能力、ここをよく言われるな、消防車の場合は。安いからって例えば何かあったときにそれは保証とかあるのかどうかわからないのだけど、そういうときに対応で空白が生じてきたらまずいわな。その辺の対応は前回、前の体制と比べて今回はそういう修理の体制というか、その辺は大丈夫なのか。

○後藤警防課長

今回、応札されたのが新しい新規業者が入札、落札されました。しかしながら、この対応についてはこれまでどおりの対応が時間的にはできているというのが実情としてあります。

○阿部委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）消防本部関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号消防本部関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時08分

再開：10時09分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、議会事務局関係議案の審査を行います。議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）議会事務局関係部分について、当局から説明願います。

○花田議会事務局長

それでは、令和4年度別府市一般会計予算（第11号）議会事務局関係部分につきまして、課長より御説明させていただきます、どうぞよろしく願いいたします。

○中村議事総務課長

では、議会事務局提出議案について御説明をさせていただきます。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算書の25ページをお願いします。

事業番号0100議員に要する経費の減額1,607万9,000円について御説明いたします。

まず、第1節報酬の議員報酬では1,111万2,000円を減額しようとするものでございます。これは、現在の議員数が23名のところ、毎年の予算は議員定数の25名で計上をしております。

その理由としましては、公職選挙法の定めにより議員の現在数に一定数を超える欠員が生じたとき、これは議員定数の別府市議会の場合は5名以上となりますが、そうした場合に補欠選挙を行うことが必要となるため、それに対応できるよう25名分の予算を毎年計上しております。今回、令和4年度の決算見込みに当たり、不用額が生じた分を調整するため減額をしようとするものでございます。

次に、第3節職員手当等のうち、期末手当の496万7,000円を減額するものであります。これも先ほどの議員報酬と同じ考えによるものであり、議員定数25名分の予算額のうち決算見込みに当たり不用額が生じた分を減額しようとするものでございます。

議会事務局関係部分の議案の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)議会事務局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号議会事務局関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で議会事務局関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時12分

再開：10時14分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、総務課関係議案の審査を行います。議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)総務課関係部分、議第16号別府市個人情報保護法施行条例の制定について及び、議第17号別府市個人情報保護審査会条例の制定について、以上3件を当局から一括して説明願います。

○末田総務部長

それでは、総務部総務課関係の審査をお願いいたします。

担当課長のほうから説明をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○牧総務課長

議第議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)総務課関係部分について御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、総務費・総務管理費、公有財産維持管理事業で156万2,000円を翌年度の繰越明許費として計上させていただいております。

この事業につきましては、日豊本線の沿線の市有地に設置しているフェンスの一部が強風により倒壊したため、修繕を行おうとするものです。線路近接工事となることから、工事前に九州旅客鉄道との打合せ、協議が必要となる工事ですが、協議に不測の時間を要したため繰越しをさせていただくこととなります。

次に、歳出のところの補正について御説明いたします。

議案書26ページをお開きください。

事業コード0127庁舎維持管理に要する経費の追加額です。庁舎の空調設備については、主に電気とガスを使用しておりますが、燃料費の高騰や市民及び職員の健康管理の観点から、使用時間がふえたこと等に伴い、光熱水費が増加いたしました分、そのため光熱水費について203万1,000円を補正しようとするものでございます。

次に、議第16号別府市個人情報保護法施行条例の制定についてを御説明いたします。

議案書1ページを御覧いただきます。

この議案につきましては令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1つの法律に統合すると共に、地方公共団体の個人情報保護制度についても令和5年4月1日から統合後の個人情報保護制度に一元化がされます。このため、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、別府市個人情報保護法施行条例を制定しようとするものでございます。

次に議第17号別府市個人情報保護審査会条例の制定についてを御説明いたします。

議案書の7ページを御覧いただきます。

議第16号で御説明いたしました、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報に関する諮問等に応じて、調査審議を行う、別府市個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議ほどよろしく願いいたします。

○阿部委員長

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言をお願いします。

○松川委員

議場でもちょっとある委員からも話をされたと思うのだけど、今までとどこがどういうふうに違うの、簡単に。今までも個人情報保護法ってあったと思うのだけど、それとちょっと違うところを。

○牧総務課長

そうですね、国の保護法と違うところを御説明いたします。

まず、1つ目としましては、個人情報の開示請求に当たって個人情報保護法では公務員の氏名というのは非公開というふうになっています。それを従来条例では公表していますので、その部分を公表するというを同様に規定しております。

それから、法のほうでは開示請求があってから30日以内に決定をなささいというふうになっているのですが、これも従来14日ということにしていますので、そのように今までどおりしております。

それともう一点、災害時の避難行動要支援者名簿、これについては、本来は平常時に提供する場合は、本人の同意があれば渡せますというふうになっているのですが、今回、条例のほうで別に定めれば、平常時でも提供してよいというふうなことになっていますので、今回、別府市の条例の中では、施行条例の中でそれを定めまして、平常時での審査会の意見を聞いた上で、提供できるように条例をお願いしています。大きくはその辺が違います。

○松川委員

結構です。

○阿部委員長

ほかにございますか。

○美馬委員

議案質疑のときもあったと思うのですが、国が地方がばらばらの個人情報を一括し

て、そしてその中で法律として制定していくということで、今まであった別府市の個人情報の機能が機能しなくなるという、今までと違い、国の法律の中の定めになるということは、自治体として個人情報の保護に関する今言われましたけど、条例をそれにプラスアルファ定めることはしてはいけないというふうに今、なっているのですけれども、そこら辺が別府市として何かこのところは困るなどか、一元化されたときに民間とも利活用を決めていくという話になっていますけれども、そこら辺はどういうふうに理解をすればいいでしょうか。

○牧総務課長

今回の法律の改正につきましては、個人情報保護とデータの利活用を適正なバランスを図るという趣旨で全国的な共通ルールを定めたということで、今回の施行条例の中で細則を定めまして、先ほど説明した従前の今までの保護条例と、取扱いについては変わらない形でしております。特に大きく変わるようなことはありません。

○美馬委員

本人自身のことを収集しなくてもいいというふうになっていますよね、今回。本人の情報収集は特に必要ない、国の法律の中で見ていると、周囲からの情報収集で、特に本人からきちっと収集しなくていいというふうになっているのですけれども、そこら辺はどうなるのですかね。

○工藤総務課参事

今、個人情報保護法の話ですね。オプトアウトとかオプトインの話ですね。これは、法律どおり全国的に従うということです。

○美馬委員

ちょっと長々3年ぐらい前から一律にしますよということで話が出てはいるのですけれども、なかなかちょっと理解できなくて、地方地方で個人情報保護条例がきちっと出来上がっていますけれども、2,000近くあるという話ですが、それを一括して国の定めに従うというふうになると、地方としての意味合いとか意義としてはもう国にお任せというふうな形になるのですかね。そこら辺をちょっとはっきりなかなか理解できないのですけれども。

○工藤総務課参事

総務課長が本会議でもお答えしましたが、個人情報保護委員会が一元的に管理、国の。そういう規律の下で運用されると。

○美馬委員

なかなかそこら辺がやっぱりちょっときちっと見えてこない。今まで別府市としてもきちんと保護条例を定めてきた中で、それを全て国に管理するというので、国の法律の中に入ってしまうと、自治体としてのノウハウとか、レベルが下がってくるのではないのかというふうなことも危機、思っているのですけれども、それは大丈夫なのですかね。

○牧総務課長

先ほど、2,000個問題という話もありましたけども、これまで自治体それぞれで定めるところがあって、若しくは定めてない自治体もあつたりですね。ばらばらだったのをやっぱりこれからのデジタル社会を推進していく上で、やはり統一的な基準を民間も含めて、統

一的な基準を定めてないと、やはり、国際社会との連携もありますので、そういった趣旨で法改正が行われているというふうに理解しています。それを別府市としてはやはりそれに基づいて、そういった過不足があればそういった細則である施行条例の中で定めて適切に運用していくということです。

○阿部委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)総務課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号総務課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号別府市個人情報保護法施行条例の制定について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と発言する者あり。)

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

議第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります

よって、議第16号については、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第17号別府市個人情報保護審査会条例の制定について原案のとおり可決することに御異議ありますか。

(「異議あり」と発言する者あり。)

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

議第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議第17号については、可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時27分

再開：10時28分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)職員課関係部分について、当局か

ら説明願います。

○末田総務部長

それでは、総務部職員課関係部分につきまして審査をお願いいたします。担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○河野職員課長

それでは、職員課関係部分の議案の御説明をさせていただきます。

それでは予算議案の御説明をいたします。議第議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）職員課関係部分についてでございます。

まず、予算書の8ページを御覧ください。

第3表テレワーク利用料の債務負担行為の補正額といたしまして、限度額90万円を計上するものでございます。テレワーク利用料につきましては、令和5年4月以降も継続して実施する必要がございます。令和4年度中に契約の締結をするものでございます。

よって、今回の補正予算にて債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、予算書の26ページを御覧ください。

歳出の補正でございます。2段目の事業番号0120職員人事管理に要する経費の追加額として、8,292万1,000円を計上しようとするものでございます。

こちらは自己都合による退職者19名などの退職手当として追加額を計上するものでございます。

以上で職員課関係部分についての御説明をさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時31分

再開：10時32分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、資産税課関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）資産税課関係部分について、当局から説明願います。

○野田資産税課長

それでは、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）資産税課関係部分について御説明させていただきます。

補正予算書の28ページをお開きください。

事業番号0168固定資産システム評価に要する経費につきまして、不動産鑑定評価委託料を320万8,000円減額するものです。

これは、地方税法附則第17条の2に基づき、地価の下落分を令和5年度の固定資産税における土地の評価の反映させるため、不動産鑑定士に下落地点を報告してもらうものですが、下落地点は当初の見込みより少なかったため、不用額となったものです。

以上、資産税課関係部分の議案につきまして御説明をさせていただきました。

何とぞ、御審議のほどよろしく願います。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）資産税課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号資産税課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時34分

再開：10時37分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）政策企画課関係部分、及び、議第39号字の区域及びその名称の変更について、当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について御説明をさせていただきます。

企画戦略部につきましては、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分及び議第39号字の区域及びその名称の変更についての2議案を提出させていただいております。

それでは、最初に議第 1 号政策企画課関係部分と議第 39 号の説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

初めに、議第 1 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 11 号）政策企画課部分について説明をいたします。

補正予算書の 7 ページを御覧ください。

繰越明許費です。事業名の上から 3 番目総務費総務管理費の交通体系整備促進事業について 856 万円繰越明許費の計上をしております。これは、別府市地域公共交通計画を策定し、交通不便地域の解消に向けて地域住民とかの現在進めておりますが、より詳細な調査分析を行い、地域ニーズに最適な移動手段を検討し導入するために、引き続き協議が必要となったため、予算の繰越しを行うものでございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。

歳入でございます。一番上のウクライナ緊急支援寄附金として 135 万 5,000 円を計上しております。これはウクライナからの避難民に対してふるさと納税ポータルサイトを活用して、生活支援等の人道支援をするためウクライナ寄附金の決算見込額が 135 万 5,000 円となることから、ウクライナ避難民受入れ支援委員会への負担金の財源として計上するものでございます。

次に、補正予算書の 26 ページをお願いいたします。

事業番号 0134 広域行政に要する経費の追加額 1,020 万 6,000 円でございます。

これは、別杵速見広域市町村圏事務組合に派遣している職員の人件費の精算により負担金を追加するものでございます。

同じページの下のほうにあります事業番号 1279 湯のまち別府ふるさと応援寄附金に要する経費の追加額 135 万 5,000 円です。これは、先ほどの歳入で説明させていただきました寄附金をウクライナ避難民受入れ支援委員会へ負担金として計上するものでございます。

27 ページをお願いいたします。その下の事業コード 0150 交通体系整備促進に要する経費の減額です。これは大分空港の国際化及び国内路線の充実を推進することを目的に官民で構成される期成会において、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド事業が縮小されたことに伴い負担金を減額するものでございます。

次に 37 ページをお願いいたします。

事業番号 0960 広域行政の要する経費の減額 200 万 1,000 円でございます。

これは、秋草葬斎場の人件費の精算に伴い負担金を減額するものでございます。

以上で補正予算についての説明を終わります。

続きまして、議第 39 号字の区域及びその名称の変更について御説明をいたします。

議案書の 58 ページをお願いいたします。

これは、令和 4 年度第 4 回市議会定例会におきまして、住居表示を実施する市街地の区域及び当該地区における住居表示の今後について議決をいただきました。

通称、東荘園、緑丘町、荘園北町において、その字の区域及びその名称を変更することについて、今回は地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の区域及び名称については、次の 59 ページの別図 1 を御覧ください。

まず、別図 1 ですが、これは現在の町名であります大字南石垣、それと大字鶴見、これが現在の町名でございます。これを次の別図の 2、60 ページをお願いします。

これは東荘園 1 丁目から 9 丁目、それと荘園北町、緑丘町にそれぞれ変更しようとするものでございます。今回の町の区域につきましては、現在の通称を基本に変更することとしておりますが、現行の東荘園 3 丁目の一部が東荘園 2 丁目に、東荘園 7 丁目の一部が東荘園 8

丁目に一部編入をされております。その他の地区は現行の通称住所での境の境界どおりとなっております。

以上、議第 39 号字の区域及びその名称の変更についての御説明を終わります。
何とぞ、慎重な御審議のほうよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑のある方は、御発言を願います。

○美馬委員

一部町名が変更になるということだったのですけれども、大まかに見れば今の字以外の町名で移行するということでのいいのですか。

○安部企画戦略部長

大半は現行どおりでございますが、住居表示の基本といたしまして、その区域については道路、水路、ある意味そういった強固のもので区切らないといけないというところがあります。それで、東荘園 3 丁目の一部がそういった区分が市有地をとっているというふうな状況がありましたので、そこは道路で区切るような形をとりまして、一部変更ってなっています。東荘園 8 丁目も 7 丁目も同様の状況です。7 丁目の一部、それと 3 丁目の一部がそれぞれ 7 丁目が 8 丁目、3 丁目は 2 丁目に一部編入されるということです。そこだけ変更があります。その他は、今の現行どおりの町名ということになります。

○加藤委員

今言ったその他というのが、中学校の敷地だとか、実相寺の場所だとか、こういうところを言うのですかね、こういうところが結局、今までの大字のまま残す、そういうことなのですか。その他のところがちょっとわからなくて。それ以外とは。

○安部企画戦略部長

すいません、変わらなかったところがその他ということで、すいません、そういう説明をさせていただきます。ですので、3 丁目と 7 丁目の関係以外は、今通称で例えば東荘園 5 丁目と使われておりますが、その区域についてはそのまま、それが町名という形で変更をさせていただきますと思います。

○加藤委員

僕らは、もうずっと 7 丁目、8 丁目というのは通称ではなくて決まっているかなと思っていたのですが、あえて今、変わってなかったのが 3 丁目というのは変わっていなかった。今度変わるところがあるというのは、もともと僕らの把握している 8 丁目とか 7 丁目ではなくて、通称扱いされていたということですか。

○安部企画戦略部長

東荘園であれば別図にありますとおり、東荘園 7 丁目、6 丁目、5 丁目辺りであれば、本来大字鶴見というのが本住所になります。それを今回、住居表示によって東荘園 7 丁目と 6 丁目とこういったものに変更するというところでございます。

○加藤委員

居住地はそれでわかりました。今、さっき言った鶴見台中学だとか、こういう敷地、例えば、今の野口原もそうなのですけども、大字表記のままですね、野口原と。こういうところは、今のところの計画ではもう一切当たらないということによろしいですか。

○安部企画戦略部長

今回、住居表示に至った動機というのが、国のほうの地方公共団体情報システム標準化の法案が可決されました。それによって、これから今後、具体的には今の目標で言いますと、令和8年1月以降についても大字とか、通称が使えなくなります。それで、今取り組もうとしているのは、年次に分けて別府市の住居表示ができてない地域、それが今半分ぐらいあります。そこを全域で取り組んでいくということで。当然、となると、今の野口原とかも住居表示の地域として、できないところは順次やっていくということになります。

○阿部委員長

ほかにありますか。

○美馬委員

以前、聞いたときも説明会を何回かして、混乱しないようにということでしたけれども、私もちょっとそこまで大きく町名が変わるっていうふうに理解していなかったもので、ごく一部のところではあるのでしょうかけれども、町名変更に伴ってのそこに会社があったりとかした場合には、会社自体が町名が変わりましたということで発信するということになるのですか。

○安部企画戦略部長

法人の場合は、登記を法人のほうでしていただくというようになります。そのほか、個人の分につきましては、市の登録している分については自動的に住居表示に伴って移行するというのであります。

○美馬委員

法人の場合は個人できちっと登録しないと変わらないというふうに理解をしたのですけれども、それに関しても、今回というか、ずっと説明会はきちっと何回もされていくということなのですね。

○安部企画戦略部長

今のつい2日前も実施をしたのですが、その際に、そういった変更、住民の方にしていただく法人も含めて変更していただく点については、もうここでその都度説明をさせていただきます。

○阿部委員長

ほかにありますか。

○榊田副委員長

今回、東荘園の対象の世帯数はどれくらいなのですか。

○安部企画戦略部長

1,100 ぐらいですね。これから移動は少しあると思いますけど。

○阿部委員長

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 1 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算 (第 11 号) 政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

議第 1 号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 39 号字の区域及びその名称の変更について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 39 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 52 分

再開：1053 時分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算 (第 11 号) 財政課関係部分について、当局から説明願います。

○矢野財政課長

議第 1 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算 (第 11 号) 財政課関係部分について御説明をいたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

予算書の 21 ページをお開きください。

別府市財産調整基金繰入金の追加額では、4 億 5,500 万円の増額補正を計上しております。

これは、今回の一般会計補正予算におきます一般財源不足分調整のため財政調整基金から一般会計への繰入金を増額するもので、補正後の財政調整基金現在高見込みは 62 億 1,905 万 7,000 円となります。

次のべっふ未来共創基金繰入金の減額では、674 万 1,000 円の減額補正を計上しております。これは、新図書館整備において今回の補正予算で財源となります国庫支出金及び地方債を増額することに伴いまして、べっふ未来共創基金の繰入金を減額するものであります。

次に、24 ページをお願いいたします。

2 段目になりますが、減収補填債では 5,200 万円を計上しております。

この減収補填債は地方税等の収入実績が普通交付税算定の見込みよりも下振れした場合につきまして、不足した財源を補填するために発行する地方債で、今年度における起債の元利償還金につきましては、交付税措置されることとなります。

今年度につきましては、法人税割と利子割交付金の減収見込額分について発行することとしております。

次の調整債では、3,370万円を計上しております。

この調整債は法人税割の減収額が地方消費税交付金の増収額を超える場合に措置される地方債となります。

なお、9ページでは地方債補正第4表の1におきまして、減収補填債及び調整債における地方債補正の限度額等について計上をしております。

続いて、歳出について御説明をいたします。

26ページをお願いいたします。

一番上になりますが、0119 財政事務に要する経費の追加額といたしまして、国庫返納金 640万3,000円を計上しております。

これは令和2年度に実施いたしましたみんなにエール券発行事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としていましたが、実行委員会から商品券の未換金分と、事務費が精算後に返納されたことに伴いまして、臨時交付金が余剰となりましたので国庫に返納するものでございます。

次に、下から2番目になりますけれども、1020 基金積立金の追加額といたしまして、べっぷ創生応援基金積立金 2億5,000万円を計上しております。

これは、株主会社イズミより、企業版ふるさと納税といたしまして寄附される2億5,000万円をべっぷ創生応援基金に積み立てるもので、新図書館整備事業の財源として活用をいたします。

なお、今回、積立て後のべっぷ創生応援基金残高見込みにつきましては、3億571万1,000円となります。

以上で財政課関係部分の議案について説明をさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)財政課関係部分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時59分

再開：11時01分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）防災危機管理課関係部分、及び、議第20号別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について、当局から一括して説明願います。

○白石防災局長

この度の第1回定例会には防災局関係としまして、予算関係議案議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分、条例関係では議第20号鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について2件と提出させていただいております。

内容等については、担当の課長から説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村防災危機管理課長

それでは、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）防災危機管理課関係部分について御説明させていただきます。

それでは歳出から御説明いたします。

一般会計補正予算書の49ページをお開きください。

事業番号0536地域防災に要する経費の減額396万円でございます。

これは、防災アプリを10月から運用する予定でしたが、2月にずれ込んだことにより、そこで2月、3月の2カ月間が試行期間としたために、予算が不要となったためでございます。

同じく49ページの事業番号1131地震津波等被害防止対策に要する経費の財源補正60万円の補正でございます。

これは、防災施設等工事費等の増額に伴いまして、起債の対象額も増加したことに伴う財源補正でございます。

次に、歳入でございます。財源となる起債につきましては、23ページをお開きください。

ページの中ほど、23款1項6目1節の防災物資備蓄施設整備事業債の追加額60万円を計上しております。

続きまして、9ページをお開きください。

地方債の補正でございます。

第4表の2、上から6行目の防災物資備蓄施設整備事業債の増額といたしまして、60万円を計上させていただいております。

これは先ほど御説明いたしました、財源補正に伴うものとセットという形になりますので、よろしく願います。

続きまして、議案書の17ページをお願いします。

議第20号別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

市民に防災研修及びコミュニティ活動の場を提供すること並びに災害時の避難場所として活用することにより、防災意識及び市民福祉の向上を図るために、別府市鉄輪地獄地帯公園防災研究所を設置することに伴いまして、条例を制定しようとするものであります。

以上で防災危機管理課関係部分の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑のある方は、御発言を願います。

○首藤委員

防災研修所はどうして使用料をとるの。これ、市民が非常に利用して防災教育するのに、費用使うならいいけどお金をとるとするのは、どういうこと。

○中村防災危機管理課長

市とかが主催いたしますして、防災の研修等で使用する場合には使用料というのはいただかない形になっております。それとか避難所で利用するときも無料なのですが、その他の使用してない時間帯などを有効に活用していただくときのコミュニティの場とかで使われる場合には、その案件によりましてお金をとる場合とか、減免する場合とかのためにこの値段の設定をさせていただいているということでございます。

○首藤委員

条例でそうなっていますか。

○白石防災局長

今、課長が申したとおりですけども、この細かい使用料については施行規則で定めるようにしております。その中で、使用料をとるとき、市の主催の防災研修等では免除ということと。あと、一般的にコミュニティの場、今言いましたように使用してないところの施設の有効利用ということで、市民の方が他の防災の関係ないコミュニティを形成するための会議をするという場合にも使用できるようにしていますので、受益者負担の原則からいくと、そういう場合は使用料をとるという形でさせていただいております。

○首藤委員

研修所として設置するとなると、やっぱ雑居ビルみたいにごちゃになったらおかしいと思うのですよ。どういう研修をするのか、その内容をちょっと聞かせてください。

○中村防災危機管理課長

防災危機管理課として行うのは、防災士さんのスキルアップ研修等、課が主催するのは全部防災に絡んだ、あと講演とかそういうことに使用させていただくように予定しております。

○首藤委員

研修内容を今ちょっと聞くと、かなり難しい内容が防災上関わってくると思うのですね。特に、火山の問題とか津波の問題とか、やはりこれは講師の問題ですよ。わたし前から京都大学の先生と調整しながら今後は十分に活用すべきではないかと話しているけれども、実際、研修する場合、今言った防災士とかいろいろ研修しますが、講師その他、どのように考えているのですか。

○中村防災危機管理課長

防災士に対するスキルアップ研修等では、A級、B級、C級であるのですが、最初のC級レベルであれば、当課の職員が講師とか指導を兼ねて研修をします。C級から次B級に上がったりする場合は、外部の講師さんをお願いして専門的な知識をB級から順次入れていっていただく、そのC級、B級が身についた方はA級に移行していただいて、B級、C級の防災士を逆に育てていっていただけるような人材をつくっていかうという計画で今、研修はやらしていただいております。

○首藤委員

大体、そういう形になるかと思えますね。

そうすると、予算が伴っていないですね。講師によっては講習料とかいろいろありますよね。そういう経費が今度上がってないのですよね。予算書がね、今見るとそれがない。やっぱり研修所と名の下で何か他のことに使ってもらっても結構です、やり方はちょっとおかしいと思うのですよね。研修所なら防災関係の研修をきちっとして、市民に対する防災体制を整えるというほうがいいと思えますね。だから、研修所なんかいつも使わないけども、使わないときは使ってください。そのときは金とりますというのではないし、やっぱり防災に関連することで皆さん使ってくださいと。その関連で使ってくれば使用料は要りませんよという。どういう形でこれを使って使用料をとるのにならと思うのですが、使用料の条例にもものせてないですね、やっぱりこれだけでいけるのかなという気がするけども、やっぱり研修所と名を売って整備をしたからには、立派な市民対象で防災の向上がはかれるような形で運営していただきたいとそれだけ強く要望しておきます。

(委員長交代、副委員長梶田貢君、委員長席に着く)

○阿部委員長

管理は市がするのか、先々地元とか自治会に運営をお願いするのか、そこをちょっとお聞かせください。

○中村防災危機管理課長

現在、一部直営、一部委託ということで考えておまして、課でできる範囲の部分は課でやりながら、現地等がこの庁舎から離れていますので、運営時間等が職員の勤務時間等とかい離しているものですから、そういう部分の見回り等とか掃除とかいう部分とか職員ではちょっと難しい部分なんかに関しては、そこを一部という形で委託していこうかなということで、今、関係者と調整中という段階であります。

○阿部委員長

それ新年度予算にも多分上がっていないと思うのですが、そういうふうな途中の話というのは、まだ当局の考え、それとも地元はもう理解されているのですか。

○白石防災局長

予算については新年度予算で委託料という形で計上させていただいております。施設については、当然、課長が言いましたように場所が市役所から離れているってことがありますので、設置するときから、普通の鍵で開けるのではなくて、暗証番号で施設が開けられるというような形の部分は先にそういう段取りをして、番号があれば現地で鍵を開けられるというような状態にしています。また、維持管理については一部というのは当然、使用許可とかって

う部分については、市の方で考えていますけど、先ほど言いましたように見回りとか施設の状況とか、例えば施設、ずっと使わなくて風通しの悪いというのはどうしても痛みますので、窓開けというのですか、それとか、アスファルトで雑草等はないのですが雑草があったり、あと、ごみ、その部分については地元の自治会のほうにお願いをしたいということで、今、詳細に協議をしているところでございます。

○阿部委員長

大体答弁で理解はしました。今後、進捗状況をまたあれば詳細を管理等も含めて報告を委員会のほうにさせていただけたらと思います。

(委員長交代、委員長阿部真一君、委員長席に着く)

○加藤委員

研修所ができるというのはしょうがないのですが、知らないうちに自治会の事務所になるということはないですね。

○中村防災危機管理課長

それはありません。

それと構造上も事務室も会議室的な大きい空間が続いているイメージで、事務室的な小さな空間というのは研修所なのでありませんので、そういう事務室的に使える空間自体が建物にないということもお伝えしておきたいと思います。

○堀本委員

話を聞いても、防災というのは非常に大事な部分だからね、研修所を上の方に作るというのだけど、防災士のための研修所、研修するための研修というか、今の話、市民に対する研修というか、一時全国的に市民に対する研修というか講演というか、開催された時期があったのだけど、これから、南海トラフとか危機感が迫ってきているときに、これから例えば第1段目を鉄輪につくって、2段目は南部につくるとかいうふうな形で機運を高めていくみたいな、そういうふうな市民を対象にした、そういったものかなというふうに思っていたのだけど、自治会に委託するだの何だのになってくると、あなたがたの手を離れていくわな。角度がちよっと違うのではないかなという気がするな、話聞いていてね。

○白石防災局長

当然、一例で防災士ということですけど、そもそも設置目的としては防災意識及び市民福祉の向上ということで当然、市民向けにもしっかりそこを使って講話もしていかないというふうには思っています。今回、場所ができましたので、当然、先ほどから御意見をいただいています防災意識の向上をさせるために、ここを活用してどんどん皆さんにも理解していただいてというようなこともあります。そういうような中でしっかりと費用をかけて施設をつくったわけですから、しっかりそこは設置目的を果たせるような形で、来年度以降努力していきたいというふうに思います。

○堀本委員

今、角度として防災士というような話もあったけど、防災士の分県は非常に防災士が多いのだよな、全国的にも。全国1位とかいう話もあっていただけ。そういう防災士がいたの

だけど、個々のなばらつきとかいうふうなものをいろいろ御指摘されているけど、それこそ今、市内で防災士何人いるの。

○白石防災局長

350人程度ということ。

○堀本委員

ばらつきがあつてとにかくまとまりがないという話も非常にうわさに聞くけど。しっかりまとめて防災意識の向上に努めてください。

○阿部委員長

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時20分

再開：11時21分

○阿部委員長

それでは、再開いたします。

最後に、行政委員会総合事務局関係議案の審査を行います。

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)行政委員会総合事務局関係部分について、当局から説明願います。

○村上選挙管理委員会事務局長

議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)のうち、選挙管理委員会関係部分について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、昨年7月に執行されました参議院議員通常選挙に係る執行経費の精算に伴う減額の補正を計上させていただいたものです。

まず、歳出から御説明させていただきます。

最初に 30 ページのほうをお開きください。

それでは、30 ページ 0189 事業、参議院議員選挙執行に要する経費につきましては、1,711 万 6,000 円の減額となる補正予算の計上さしていただきました。

減額の主な内容につきましては、報償費の減額、ポスター掲示板設置委託料や派遣業務委託料の減額、立候補者が使用する個人演説会の会場借り上げ料の減額、備品購入費の減額などによるものでございます。全部で 1,711 万 6,000 円の減額の補正をまず説明させていただきました。

続きまして、次は歳入のほうになりますので、19 ページをお開きください。

それでは 19 ページの第 17 款県支出金のうち選挙費委託金の参議院議員選挙執行費委託金につきましては、1,711 万 6,000 円の減額補正を計上さしていただいております。

これは先ほど説明いたしました歳出の参議院議員選挙執行に要する経費の 1,711 万 6,000 円の減額と同額での計上となっております。

以上、今回の議案の説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

○堀本委員

派遣業務委託料 840 万円というのは、具体的にこれ何のお金か。

○村上選挙管理委員会事務局長

御説明させていただきます。

これ派遣業務はいわゆる派遣さんが期日前の投票所とか、あと、昨年でしたら、選挙の中の名簿の係とか会場をつくったりとかする方たちを派遣で今回、人員を使いましたので、そのための派遣の委託料をとっていたのですが、そちらの余った分が減額になっている形になっております。

○堀本委員

たくさん余ったわな。余っているのだけど、全国的に期日前投票そのものの会場をふやしているところが多いし、別府市内でもいづれ余るのなら、例えば今までゆめタウンでやっていたとか、私ら基本的に支の出張所というかがバランスよくあるのだから、そういうところでもやれるような、一番いいのは移動式の期日前投票車なんていうのもやっているところもあるし。特に買物難民が買い物に行かなくても投票に行くという人もいるから。そういう人のためにも、何箇所か南部の出張所とか、金が余るのなら、有効に使いましょう。

○村上選挙管理委員会事務局長

御意見いただいて大変ありがとうございます。

確かに、委託の費用が余ったということなのですが、あと、やはり選挙管理委員会の中の体制とか、職員の体制とかも含めまして、今後また検討させていただきまして、やはり、行きたくても行けない人とか、多分いっぱいいらっしゃるとは思うのですが、その方たちに、どうやって投票していただくかということを使命だと思っていますので、研究をさせていただきます、ありがとうございます。

○阿部委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）行政委員会総合事務局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号行政委員会総合事務局関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、行政委員会総合事務局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び議会録の作成につきましては、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

異議なしと認めます。

委員長報告及び議事録の作成につきましては、委員長に一任させていただきます。

これもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：11時30分